

【岩手中部水道企業団特定事業主行動計画の実施状況及び女性の活躍状況の公表（令和元年度）】

岩手中部水道企業団では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき「岩手中部水道企業団における女性の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第 19 条第 6 項及び次世代育成支援対策推進法第 19 条第 5 項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第 21 条の規定に基づく情報を公表いたします。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

（１）採用した職員に占める女性職員の割合

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
事務職	10%	採用なし	0%	0%
技術職	0%	採用なし	0%	0%
臨時・非常勤	75%	83%	100%	66%

（２）採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
事務職	7%	採用なし	0%	30%
技術職	0%	採用なし	0%	12.5%

（３）管理職に占める女性職員の割合・各役職段階に占める女性職員の割合

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	伸び率 (R1-H28 年度)
管理職割合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 % ^{※1}
局長相当職	0 %	0 %	0 %	0 %	0 % ^{※1}
課長相当職	0 %	0 %	0 %	0 %	0 % ^{※1}
課長補佐相当職	0 %	0 %	0 %	0 %	0 % ^{※1}
係長相当職	0 %	0 %	0 %	0 %	0 % ^{※1}

（４）機会の提供に資する制度の概要

●セクシャル・ハラスメント等対策の整備状況

岩手中部水道企業団職員ハラスメント防止規程(平成 26 年 11 月 19 日訓令第 29 号)を制定。

総務課内に相談苦情窓口を設置し、少なくとも男女各一名以上の職員で対応することとしている。

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 離職率（令和元年度）

	離職率	離職者の年代別割合							
		20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59
男性職員	4%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	3%
女性職員	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

※離職率は、令和元年度の自己都合退職者を令和元年度の4月1日の職員数で割ったもの

(2) 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
対象者数	9 人	7 人	5 人	4 人
男性	8 人	6 人	4 人	3 人
女性	1 人	1 人	1 人	1 人
取得率(人数)	0%(0 人)	14%(1 人)	20%(1 人)	0%(0 人)

※3歳以下の子がいる職員が対象

(3) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
対象者	16人	15人	15人	14人
取得者（割合）	5人（31%）	7人（47%）	9人（60%）	9人（64%）
平均取得日数	1.4日	1日	2.6日	3.2日

※対象者…岩手中部水道企業団職員就業規程第29条第13号、第14号、第15号、第18号、第19号のいずれかに該当する職員

第13号 生後1年6月までの子の保育（育児短時間勤務）

第14号 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の看護

第15号 小学校就学までの子の予防接種等

第18号 妻の出産

第19号 妻の出産に伴う子の養育

(4) 超過勤務の状況（令和元年度）

（単位：時間）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度	8.0	7.6	8.5	6.7	5.1	8.7	10.0	7.7	6.6	5.8	7.6	10.6
令和元年度	7.7	7.8	7.6	6.5	8.8	8.9	10.27	12.18	6.77	6.0	8.88	12.02

(5) 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度の取り組み（令和元年度）

平成31年4月1日の労働基準法改正に合わせて、年次休暇の時期指定付与及び年次休暇取得の推進を行った。